

川口市開発許可審査基準改正のお知らせ

川口市開発許可審査基準中、雨水排水計画における対策雨水量算出に用いる「I:対策降雨処理能力」の数値が **50ミリメートル毎時から55.5ミリメートル毎時に変更** になります。

○現行審査基準

■審査基準(1)雨水排水計画

(1) 雨水排水計画

ア 雨水排水については、流出抑制を図るものとし、計画雨水量の算出にあたっては、次の計算式によるものとする。ただし、協議担当部局は次のとおり区分する。

(7) 下水道処理区域外
建設部河川課

(4) 下水道処理区域内
上下水道局事業部下水道維持課

Q : 対策雨水量 (立方メートル毎時)

C : 平均流出係数

I : 対策降雨処理能力 (50ミリメートル毎時)

A : 敷地面積 (平方メートル)

$$Q = C \times I \times A$$

○令和7年7月1日以降審査基準

■審査基準(1)雨水排水計画

(1) 雨水排水計画

ア 雨水排水については、流出抑制を図るものとし、計画雨水量の算出にあたっては、次の計算式によるものとする。ただし、協議担当部局は次のとおり区分する。

(7) 下水道処理区域外
建設部河川課

(4) 下水道処理区域内
上下水道局事業部下水道維持課

Q : 対策雨水量 (立方メートル毎時)

C : 平均流出係数

I : 対策降雨処理能力 **55.5ミリメートル毎時**

A : 敷地面積 (平方メートル)

$$Q = C \times I \times A$$

上記の基準は令和7年7月1日以降、開発行為事前審査申請を受付けた案件より適用となります。

公共施設管理者との協議にかかる雨水流出抑制の方法や詳細については、建設部河川課・事業部下水道維持課にて作成の「川口市雨水流出抑制指針・マニュアル」を参考にしてください。

協議先の部局については現行の基準と変更ありません。

問い合わせ先：川口市役所 都市計画部

開発審査課 開発審査係

TEL:048-242-6348